

番号	パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
1	<p>今回の改訂はあくまでも小売商業振興法の部分改訂で有り、小売商業振興法11条1項に定める特定連鎖化事業を行うものに対しての法定開示事項に関する改訂であります。</p> <p>しかし、既に特定連鎖化事業の定義では定められていないサービス業のFC本部が日本フランチャイズチェーン協会に加盟しFC本部事業を行っています。</p> <p>また、小売商業振興法第11条第1項には「連鎖化事業であって、当該連鎖化事業に係る約款に、加盟者に特定の商標、商号その他の表示を使用させる旨及び加盟者から加盟に際し加盟金、保証金その他の金銭を徴収する旨の定めがあるもの。」との定義があることから、商標使用を前提としない、例えば加盟店の店名を「地名＋食堂」の様に表記させる場合はフランチャイズ事業とする必要が無いとも考えられます。</p> <p>また、商標を使用させる場合でもその対価として加盟金、保証金を徴収しなければフランチャイズではないと解釈することが可能となります。</p> <p>これは、我が国が他の国と異なり、明確にFCビジネスを定義した「フランチャイズ法」を持たないために起きる弊害だと考えます。</p> <p>現在、様々な契約スタイルが生まれていることを考えれば、またサービス業フランチャイズの比率が高まっている現状を考えれば、我が国においても新たに「フランチャイズ法」を定め、フランチャイズシステムの要件を明確に定義し、フランチャイザーとしての事業を行うための要件を定め、加盟店募集に係わる法的要件も明確に定め、行政罰も含めた罰則措置をとり、健全なフランチャイズシステムが発展する土壌を整備するべきと思量いたします。</p> <p>日本のフランチャイズビジネスの現状は、フランチャイズの母国であるアメリカはもとより、既にFC法を定めた豪州、韓国、中国、東南アジア地域にも後れを取り、本来世界展開が可能であるはずのフランチャイズビジネスが日本国内にとどまらざるを得ない要因の一つとなっています。</p> <p>既にフランチャイズの世界では、日本の常識は世界の非常識となっているのです。</p> <p>ぜひ、世界に通用する「フランチャイズ法」を定め、生産性の低い我が国の小規模・中小事業者がフランチャイズシステムを活用することで生産性を高め、事業規模を拡大できる。また、フランチャイザーが海外に飛躍できるパッケージを開発することを促すような施策が実現されることを期待いたします。</p>	<p>頂いた御意見は今回の意見募集の内容と直接関係がありませんが、参考とさせていただきます。</p>
2	賛成です。	改正案に賛成いただきありがとうございます。
3	<p>【意見内容】「加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件(次条において単に「立地条件」という。)が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項」を書面にて交付とあるが「対象店舗における予測ではなく、保証するものではない」と定義しても、情報を享受する側としては誤認しやすく、開店後の実績と乖離した場合のリスクに関してどうお考えか伺いたい。</p> <p>【理由】類似する立地条件の店舗であっても売上に幅が出ることに加え、販管費においては加盟者の経営姿勢、店舗運営力等によって差が生まれるという不確定要素の強い実績値であり、結果として、加盟者側から欺瞞的顧客の誘引を受けたとされるリスクが本部としては増大すると懸念される為。</p>	<p>公正取引委員会から令和3年1月29日にパブリックコメントに付された「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について」の改正(案)において、独占禁止法上の観点から、「中小小売商業振興法は、同法の対象となる本部に対して、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似する店舗の直近の三事業年度における収支に関する事項について情報開示・説明義務を課しているところ、予想売上げ等ではないことが加盟希望者に十分に理解されるように対応する必要がある。」とされており、これを踏まえた開示が求められることになるものと考えられます。</p>

番号	パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
4-1	<p>【意見内容】個別店舗の収益は加盟店の営業方法で大きく変動するため、事業経験のない加盟希望者に対して、立地条件の類似した具体的な店舗の収支を開示することは、加盟希望者が誤った見通しの下で当該事業に加盟することを助長しかねないのではないか。</p> <p>【理由】小売店の収益は、立地条件以外にも商品の種類・数量の選択・店舗レイアウト・宣伝方法・加盟者の店内作業に従事する時間による従業員数の調整等、加盟店自身の工夫に左右される。しかし、個別店舗の具体的な収益を見るだけでは工夫の内容は識別できない。</p> <p>他方で、令和2年9月に公取委が公表した「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書」は、同調査に回答した既存加盟店の72.0%が加盟前の事業経営経験がないと答えており、50.9%が「加盟前の社会人経験」は小売業以外と回答している（同実態報告書図表8-3、8-4）。</p> <p>これらの加盟希望者は、事業経営経験がない以上、加盟前に売上や経費の具体的な想像をすることは難しく、先行して事業を行っている既存店の収支情報を、自身の加盟後の見通しを図る重要情報として受け取る可能性が高い。</p> <p>現に、公取委は、前期実態報告書内において、加盟希望者の説明にあたり収益モデルについて、「事業経営経験のない加盟希望者等の場合、「参考」としての説明であっても「予想売上」や「予想収益」又はそれと同等のものと受け止める可能性もあることから、加盟者募集時の説明にあたっては特に丁寧な説明が必要になる点に留意する必要がある」と注意喚起を行っている（実態報告書202頁 第13 調査結果に対する評価と対応 2(1)イ 独占禁止法上・競争政策上の評価）。</p> <p>本改正は、結果としては加盟希望者が誤解のもとで特定連鎖化事業に加盟することを助長しかねず、独禁法の禁ずる欺瞞的顧客誘引が行われた場合と同様の状況が生じる危険性が高い。</p>	<p>公正取引委員会から令和3年1月29日にパブリックコメントに付された「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について」の改正(案)において、独占禁止法上の観点から、「中小小売商業振興法は、同法の対象となる本部に対して、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似する店舗の直近の三事業年度における収支に関する事項について情報開示・説明義務を課しているところ、予想売上げ等ではないことが加盟希望者に十分に理解されるように対応する必要がある。」とされており、これを踏まえた開示が求められることになるものと考えられます。</p>

番号	パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
4-2	<p>【意見内容】11条表7号の開示対象を「収支を開示することに同意した加盟者」に限る等、既存加盟店の営業秘密を害さないための条件を追記できないか。</p> <p>【理由】</p> <p>1. イ(1)―(6)の情報は、加盟店が開示を予定しない営業秘密であり、個人事業主には個人情報に近い色彩を持つ改正案7号イ(1)及び(6)に列挙される情報は、加盟店の営業実態を推察させる情報であり、加盟店の営業秘密にあたる。加盟店には、貸借対照表以外の公告義務を負わない中小企業か(会社法440条1項)、開示義務のない個人事業者が多い(「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書」ポイント③)。現実にも、加盟店は収支情報を不特定の第三者に開示しないよう管理しており、特定連鎖化事業者は加盟契約の範囲で守秘義務を負い提供を受けている。</p> <p>2. 特殊立地の加盟店は、類似立地の根拠を示すことで特定できるリスクがある。 改正案は口にて、立地条件が類似した根拠を開示するように求めているが、離島などの類似例が少ない地域での出店、あるいは企業や病院内売店など出店場所の特殊なシステムと紐づくため会計も特殊な店舗などは既存店の数が限定される。そのため、立地条件が類似した根拠を示すと店舗の特定に至る事例が想定される。</p> <p>3. 改正案は、他の法令に比べて開示された情報の保護が弱い。 本改正案は1. 2. の通り、特定連鎖化事業者に対し、加盟店の特定に至る可能性のある条件下で、加盟店の営業秘密の開示を義務付けるが、他の法令に比べ情報開示による不利益への配慮がなされていない。 一般に法に基づく情報開示は、①情報受領者が当該情報につき高度の守秘義務を負い、目的外使用に関する罰則等がある(例: 弁護士法23条の2・23条、刑事訴訟法231条他・国家公務員法100条等)、②情報受領者に守秘義務を課さないが、法人又は個人の正当な利益が害される情報は不開示とする(例: 行政機関の保有する情報の公開に関する情報3条、5条2項)等、情報開示による不利益が最小限になるよう調整されている。 他方で、本改正案は、開示義務に例外を設けず、かつ加盟希望者には守秘義務を課していない。そのため、開示によって、既存加盟者の競争上の地位を脅かされる危険性も高く、特定連鎖化事業者の守秘義務をめぐり特定連鎖化事業者と既存加盟店で民事上の争いになり得る。 そこで、最低限、類似条件の根拠等から加盟店の特定が容易な場合、かつ当該加盟店の同意が得られない場合は、当該事情を示すことを条件に、当該店舗の収支情報については不開示とする等、既存加盟者の営業秘密に配慮する条件を追記できないか。</p>	<p>特定連鎖化事業を行う者と加盟者との間で秘密保持契約等を締結している場合には、例えば、具体的にどの店舗かを特定されないよう工夫するなど、当該契約に違反しない形で開示することが考えられます。</p>

番号	パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
4-3	<p>【意見内容】「周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件」に関して類似例がない場合、類似例がないことの根拠を示して開示をしない等の条件を付けることはできないか。</p> <p>【理由】加盟者数が少ない特定連鎖化事業者は、加盟希望者の出店希望地に類似した既存店舗を持たない場合もある。</p> <p>特定連鎖化事業者側が開示する類似店舗の収支情報は、売上予測ではないが、加盟希望者において、事業の見通しを立てるための情報として重視される可能性は高い。</p> <p>特に、事業経営経験がない加盟希望者や、加盟前に特定連鎖化事業とは異なる業界にいた加盟希望者は、特定連鎖化事業者側が売上予測ではない旨を明示していても、事業者側が開示した類似店舗の情報を開示した事実そのものを重視し、当該店舗の情報を売上予測と誤解して、加盟の可否を決定する可能性が高い。</p> <p>そのため、特定連鎖化事業者側において類似店がないと判断している場合においても、既存店舗の情報を開示することは、加盟希望者にあらぬ誤解を与えることになり、かえって独禁法が禁ずる欺瞞的顧客誘引に繋がりがかねない。</p> <p>そこで、上記のような場合については、口の代わりに類似例がない根拠を示すことで既存店舗の情報開示をしないことが許される等の条件を追加してほしい。</p>	<p>加盟者数が少ない場合でも、加盟者の店舗の中で、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件がより類似する店舗の収支に係る情報について開示することが求められます。</p>
5-1	<p>◆全体を通じて</p> <p>1. コンビニは立地条件が一致していても、売上高が一致するとは限らない。立地条件が類似する店舗の開示をすることで、当該店舗の売上高が加盟する店舗の売上予測であると思わせてしまう(ぎまんの顧客誘引)おそれがあり、加盟者との間で紛争になってしまうことを懸念している。この点どのように考えているのか。</p> <p>※公正取引委員会の「フランチャイズ・ガイドライン」の改正案では、「収益予測等ではないことを説明すること」とされているが、当該規定との関係性についても確認したい。</p>	<p>公正取引委員会から令和3年1月29日にパブリックコメントに付された「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について」の改正(案)において、独占禁止法上の観点から、「中小小売商業振興法は、同法の対象となる本部に対して、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似する店舗の直近の三事業年度における収支に関する事項について情報開示・説明義務を課しているところ、予想売上げ等ではないことが加盟希望者に十分に理解されるように対応する必要がある。」とされており、これを踏まえた開示が求められることになるものと考えられます。</p>
5-2	<p>◆「加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項」について</p> <p>2. 加盟者の店舗のうち立地条件が類似するものの直近三事業年度の収支に関する事項を開示するよう要請がされているが、既に他のオーナー若しくは直営により経営実績のある店舗を紹介した場合、当然に当該店舗こそ立地条件が類似する店舗に該当し、当該店舗の収支に関する事項を開示すればよく、その他に立地条件の類似する店舗は示す必要がないと理解している。「加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項」は「加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似するもの(経営実績のある店舗にあっては当該店舗を含む)の直近の三事業年度の収支に関する事項」と規定されるのが適当である。</p>	<p>加盟者の店舗とは、特定連鎖化事業に加盟している者が経営する店舗を指しています。過去に他の加盟者が経営していた店舗を引き継ぐ場合には、当該店舗の収支に関する情報を開示することが考えられます。他方、特定連鎖化事業者が直接経営していた店舗を引き継ぐ場合には、別途、加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似する店舗の収支に係る情報を開示することが求められます。</p>
5-3	<p>3. 「直近三事業年度の収支」とあるが、当社が「立地条件が類似」と判断した店舗の店歴が3年に満たない場合にはこれを示すことができないため、「直近三事業年度の収支」は「直近三事業年度の収支(事業開始から三事業年度に満たない場合にあっては事業開始から直近の事業年度までの収支)」と規定されるのが適当である。</p>	<p>現行省令においても、事業開始から三事業年度に満たない場合には、事業開始から直近の事業年度までの情報の開示で足りるとされています。</p>

番号	パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
5-4	4. 立地条件が類似する店舗が見つからない場合はその旨を開示すれば足りると理解してよいか。	加盟者の店舗の中で、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件がより類似する店舗の収支に係る情報について開示することが求められます。
5-5	◆「各事業年度における金額((6)にあたっては、項目及び当該項目ごとの金額)を記載しなければならないとして、「(1)売上高、(2)売上原価、(3)商号使用料、経営指導料その他の特定連鎖化事業を行うものが加盟者から定期的に徴収する金額、(4)人件費(5)販売費及び一般管理費((3)及び(4)に掲げるものを除く。))、(6)(1)?(5)までに掲げるもののほか、収益又は費用の算定の根拠となる事項」について 5. 売上原価とは、いわゆる一般会計での売上原価であるか。フランチャイジー収入を算出するために使用する総売上原価を指すか。	売上原価とは、企業会計原則等一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に基づくものを指しています。
5-6	6. (6)に定める「収益又は費用の算定の根拠となる事項」とは、具体的に何をどのように開示されることを想定しているか。売上高以外の収益(例えば、FC契約に基づいて本部で補填する加盟店の廃棄・光熱費の一部)については一括して開示すれば足りると理解してよいか。	「(6)(1)から(5)までに掲げるもののほか、収益又は費用の算定の根拠となる事項」に該当するものとしては、例えば、特定連鎖化事業を行う者が加盟者に対して支払う手当や支援金、奨励金など、特定連鎖化事業の加盟者の収益又は費用を把握する上で重要な項目を開示することを想定しています。 売上高以外の収益については、第11条の表第7号イ本文において「(6)にあたっては、項目及び当該項目ごとの金額」と示しており、それに即して開示することが求められます。
6-1	(1)中小企業庁作成の令和3年1月29日付け「中小小売商業振興法施行規則の一部改正について」記載の改正の背景を読む限り、経済産業省及び公正取引委員会における近時のコンビニエンスストアに関する議論を踏まえて今回の改正につながっているものと理解しているが、コンビニエンスストア特有の問題も多く存在するにもかかわらず、コンビニエンスストア以外のフランチャイズビジネスにも影響を与えるような形で改正することが適切なのか。仮に改正する場合であっても、コンビニエンスストアとそれ以外のフランチャイズの違いを意識して、適用対象を適切に限定した規定とすべきではないか。	昨今の最低賃金の引き上げなど人的コストの上昇の中で、コンビニエンスストアに限らず、小売業や飲食業等の特定連鎖化事業においても、売上げが伸びなければ加盟店の利益は圧迫されていくこととなります。こうした環境変化を踏まえ、本省令案においても中小小売商業振興法に基づき対象となる特定連鎖化事業一般を対象としています。
6-2	(2)中小小売商業振興法施行規則第11条第7号イ(3)では、「商号使用料」という文言が用いられているが、中小小売商業振興法第11条では「商標、商号その他の表示」を使用させることを特定連鎖化事業の内容としていることから、「商号使用料」ではなく「商標、商号その他の表示の使用料」といった表現に変更すべきではないか。	現行の省令の第11条の表第7号「加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項」においては、「ロ 商号使用料、経営指導料その他の徴収する金銭の性質」を開示することを定めており、当該条文も踏まえて本省令案を策定しています。

番号	パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
6-3	<p>(3)中小小売商業振興法施行規則第11条第7号では、加盟社の店舗のうち、立地条件が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項として、売上高等の開示を求めている。実務上のフランチャイズ契約では、本部に、加盟店の収支を知る契約上の権限がない場合も存在すると思われるところ、本部が加盟店候補者のためにこれらの情報を既存加盟店から取得するために、既存のフランチャイズ契約を改定することが独占禁止法上の優越的地位の濫用の禁止に違反するような場合でも、フランチャイズ契約を改定した上で情報を取得し、当該情報を開示する必要があるのか。</p>	<p>開示にあたっては、独占禁止法等の他の法令を遵守することが当然に求められるものと考えられます。</p>
6-4	<p>(4)中小小売商業振興法施行規則第11条第7号では、加盟社の店舗のうち、立地条件が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項として、売上高等の開示を求めているが、加盟店候補者のために既存加盟店のこれらの情報を開示することが、当該既存加盟店に対する秘密保持義務に違反する場合であっても、開示する必要があるのか。</p>	<p>特定連鎖化事業を行う者と加盟者との間で秘密保持契約等を締結している場合には、例えば、具体的にどの店舗かを特定されないよう工夫するなど、当該契約に違反しない形で開示することが考えられます。</p>
6-5	<p>(5)他のアジア諸国のフランチャイズ法と比較しても今回の改正で必要となる内容の開示を求めることは異質であり、フランチャイズを活用して日本に進出する意欲を削ぐ可能性もあるため、他国との比較という点も踏まえながら、開示義務の範囲を合理的な範囲内に限定すべきではないか。</p>	<p>本省令案は、我が国のフランチャイズビジネスを取り巻く環境の変化を踏まえて定めるものですが、頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
7-1	<p>1. 小振法施行規則第10条第7号改正案(新設)について  (1)類似の対象について  (ア)まず、本号では、「類似」を判断する対象としては、「(a)既存加盟者の店舗の中で立地条件が類似する店舗」という解釈と「(b)加盟しようとする者の店舗候補物件と類似する既存店舗」という解釈が考えられる。  しかし、(b)の解釈は、法文の形式上不適切である。  小振法第11条1項は「加盟者」とは別に「加盟しようとする者」を挙げ、現行小振法規則第10条7号は「加盟者」の他に「加盟者であった者」を挙げる。このように、小振法及び同規則は「加盟者」「加盟しようとする者」「加盟者であった者」の3種類の表現を使い分けており、同法及び同法規則における「加盟者」とは同チェーンの加盟者全般ないし「既存加盟者」を意味することになる。  これに沿って新設10条7号を読み返すと、同号は「加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似するもの…」としており、「加盟しようとする者」の店舗との類似を求めているわけではない。もし「加盟しようとする者」の店舗と類似する既存店の収支の開示(すなわち(b))を求めるならば、「加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が加盟しようとする者の店舗と類似するもの」と表記しなければならない。  (イ)従って、新設10条7号の「加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似するもの…」の法文は、既存の加盟者の店舗を立地条件にそって「類似するもの」で分類し、その収支を開示することが求められていると解することが正しい。</p>	<p>本号にいう「加盟者の店舗」とは、既に特定連鎖化事業に加盟している者が経営する店舗をいい、本号において開示を求めるのは「加盟しようとする者が経営しようとする店舗の立地条件と類似する加盟者の店舗」に係る情報です。</p>

番号	パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
7-2	<p>(2)「(b)加盟しようとする者の店舗候補物件と類似する既存店舗」と解する場合の不都合性仮に、(b)の解釈を取った場合、次のような問題が生じる。</p> <p>(ア)まず、加盟希望者が特定の店舗での出店を予定していなければ類似する店舗を確定することができない。そのため、FC契約締結後に店舗を探索するタイプのFC契約(いわゆるエリアエントリー契約)では、「類似するもの」が存在しないことになり、結局、本部は開示義務を免れることになる。開示を望まない本部としては、今後のFC展開をエリアエントリー契約に切り替える可能性がある。</p> <p>しかし、エリアエントリー契約については、FC契約締結後に店舗が見つからなかったとして加盟金返還訴訟が多発し、FC業界で大きな問題となった(神戸地判平成15年7月24日ウエストロー・ジャパン2003WLJPCA07249003、大阪地判平成19年3月23日判例集未掲載)。今回の改正は、エリアエントリー契約問題を再燃させる危険がある。</p> <p>(イ)FC契約締結直前でも複数の店舗候補地があり、加盟希望者が決断していなかった場合、それぞれの候補物件について情報開示書面が必要となる。それは本部に対して過度な負担を課すことになる。また、加盟希望者にとってもA物件についての開示書面とB物件についての開示書面を混同する可能性が出てくるので、誤った判断を誘発しかねない。</p>	<p>既存の加盟者の店舗が存在しない場合を除き、契約の形態を問わず、加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他立地条件が類似するものの収支に関する情報を開示することが求められます。</p>
7-3	<p>(3)「(b)加盟しようとする者の店舗候補物件と類似する既存店舗」と解釈した場合、「(b-1)類似する既存店を個別に選定して、その具体的収支」を開示すべきなのか、それとも「(b-2)平均値等の加工した収支」の開示も可能なのが問題となる。</p> <p>(ア)(b-1)はかえって加盟希望者の誤解を招く。</p> <p>特定の1個の店舗の実績値で足りるとすれば、類似性を判断する基準を意図的にゆがめることで業績の良い特定店舗の収支だけを開示するように持つべくも可能となる。そうなれば、かえってチェーンの実態から離れてしまい、加盟希望者の誤解を深めることになる。</p> <p>(イ)本来、店舗の売上高等の収支は加盟者の営業秘密にあたることから、特定店舗の実績値の開示を本部に義務付けることは、加盟者の営業秘密の漏洩を本部に強制することになる。</p> <p>この点、「開示する段階では個人が分からない形になっているから問題ない」と言う考えもありうるが、加盟希望者にとっては、比較対象である既存店の所在地が特定されていないと、本当に類似しているか否かを検証できないのだから、結局、本部としては類似店舗の所在地を開示せざるを得ない。店舗所在地が分かれば、その店舗名は推測できるし経営者(加盟者)の名前も発覚するので、結果的に、特定の加盟者の営業秘密が漏洩されることになる。たとえ「東京都中央区某所」程度の表記にしたとしても、店舗数の少ないチェーンの場合はおのずと特定される。</p> <p>(ウ)このように加盟店の営業秘密が開示される恐れがあると、逆に本部としては加盟店の件費や経費に関する情報を収集することを避けるようになる。本部から加盟者に対して適切な経営指導をする為には、加盟者の件費や経費に関する情報を正確に把握する必要があるが、加盟者から営業秘密の漏洩を非難されることを避けるようになると、結果的に適切な経営指導が実現できなくなる。</p> <p>(エ)さらに、加盟希望者としても自己の営業秘密が開示されることを望まないため、結果的に店舗の経営情報をあえて把握しないチェーンに人気が集まる危険もある。そのことは本部による経営指導の形骸化・空洞化をもたらし、結果的に経験の少ない加盟者の倒産率は増加することになる。</p>	<p>公正取引委員会から令和3年1月29日にパブリックコメントに付された「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について」の改正(案)において、独占禁止法上の観点から、「中小小売商業振興法は、同法の対象となる本部に対して、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似する店舗の直近の三事業年度における収支に関する事項について情報開示・説明義務を課しているところ、予想売上げ等ではないことが加盟希望者に十分に理解されるように対応する必要がある。」とされており、これを踏まえた開示が求められることになるものと考えられます。</p> <p>また、特定連鎖化事業を行う者と加盟者との間で秘密保持契約等を締結している場合には、例えば、具体的にどの店舗かを特定されないよう工夫するなど、当該契約に違反しない形で開示することが考えられます。</p>

番号	パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
7-4	<p>(4)開示対象を「加盟者の店舗」に限定することの不都合性  また改正小振法は比較対象を「加盟者の店舗のうち…類似するもの」に限定しており、直営店を含まない。これは直営店の業績は加盟店の実態と異なるという考えに基づくものと思われる(また、直営店の場合、本部によって人件費や販管費が恣意的に調整される危険があると考えられているのかもしれない)。  しかし、後述するように加盟店の売上原価、人件費、販管費を正確に把握することは困難である。また、フランチャイズ展開を始めて間がない本部の場合は、加盟希望者の店舗と立地条件が類似する加盟者の既存店が存在しない可能性もある。そう考えると直営店を排除する合理性は低い。</p>	<p>本省令案においては加盟希望者が加盟店の収益構造を適切に把握できるよう、特定連鎖事業者が直接経営する店舗でなく、加盟者の店舗の収支に係る情報を開示することを求めています。</p>
7-5	<p>(5)小括  (ア)このように本号について「(b)加盟しようとする者の店舗候補物件と類似する既存店舗」の収支情報と解することは大きな問題があり、さらに「(b-1)類似する既存店を個別に選定して、その具体的収支」の開示を求めることは弊害が大きい。  (イ)今回の改正の背景をまとめた概要資料では、「フランチャイズ契約締結時に、既存の加盟店の経営状況が分かる定量的な情報を本部が適切に開示することの義務付けも検討すべきと提言された」ことが挙げられているので、その改正目的に従えば、加盟候補者の特定物件についての「個別の情報」ではなくチェーン全体での「类型的・定量的な情報」を提供することが求められるはずである。その意味では、「(a)既存加盟者の店舗の中で立地条件が類似する店舗」についての収支を類型化(モデル化)して開示するのが本号の解釈として適切である。現在、多くのフランチャイズ本部は「収支モデル」をパンフレットや自社ホームページに掲載しているが、それについて一定の基準で類型化し、かつ既存店の実績値の裏付けを求めた方が、今回の改正目的に沿うと言うべきである。</p>	<p>本省令案においては加盟希望者が加盟店の収益構造を適切に把握できるよう、特定連鎖事業者が直接経営する店舗でなく、加盟者の店舗の収支に係る情報を開示することを求めています。</p>

番号	パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
7-6	<p>2. 小振法施行規則第11条第7号改正案(新設)について  (1)ここでは「加盟者の店舗のうち、立地条件が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項」について、更に詳細に定めている。  (2)同号イ本文について  (ア)イ本文は「当該特定連鎖化事業を行う者が把握している加盟者の店舗に係る次に掲げる項目に区分して表示した各事業年度における金額」の開示を求めるが、「把握している」という表現は、制度的に把握していることを意味するのか、結果的に把握したものも含まれるのかが明らかではない。その解釈運用次第では本部に把握を義務付けることになりかねないが、そうすると、加盟者の営業秘密が守られない結果となる。  (イ)コンビニの場合は、商品代金や加盟店従業員の給与の支払代行をしている本部が多いので、加盟者の人件費や販管費についてもある程度把握しているが、コンビニ以外の小売業や外食FC、サービスFCでは「把握」していないチェーンの方が多い。また、コンビニ・チェーンでも加盟者の全ての人件費や販管費を把握しているわけではない。そのため、本部が把握している情報に基づく開示を求めても、結果的に加盟希望者の誤解を招くだけである。  さらに、本部が、業績の優れた加盟店からは収支情報を求め、業績が悪い加盟店から情報を求めないという恣意的な把握方法をとった場合、「把握している」金額がそのチェーンの実態から大きくかけ離れる結果をもたらす。そうすると、かえって加盟希望者の誤解を誘発する恐れがある。  (ウ)この点、「加盟者の収支情報を把握しようとする本部は加盟希望者の信用を得られないのだから、結果的に収支情報を正確に収集・把握している本部が残る。」と言う考えもあろうが、これは実務の実態に反している。  実際には加盟者としても自己の経費を自由に使いたいので「加盟者の収支を把握しようとする本部」の方が加盟者にとっても都合が良いのである。そのため、加盟者の収支情報を把握しようとする本部が増加する可能性が高い。  (エ)なお、些末な点であるが「各事業年度における金額」も、類似する店舗の個別の金額なのか全店舗の金額なのか、年度ごとの総額なのか月額なのかも明確ではない。</p>	<p>公正取引委員会から令和3年1月29日にパブリックコメントに付された「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について」の改正(案)において、独占禁止法上の観点から、「中小小売商業振興法は、同法の対象となる本部に対して、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似する店舗の直近の三事業年度における収支に関する事項について情報開示・説明義務を課しているところ、予想売上げ等ではないことが加盟希望者に十分に理解されるように対応する必要がある。」とされており、これを踏まえた開示が求められることになるものと考えられます。  また、特定連鎖化事業を行う者と加盟者との間で秘密保持契約等を締結している場合には、例えば、具体的にどの店舗かを特定されないよう工夫するなど、当該契約に違反しない形で開示することが考えられます。  なお、「各事業年度における金額」とは、類似する個別の店舗の年度ごとの総額を指します。</p>
7-7	<p>(3)同号イ(1)「売上高」について  (ア)ここでは「加盟者の店舗にかかる」売上高の開示が求められている。しかし、加盟者が自己の店舗で当該フランチャイズ事業だけを行っているわけではないので(例:個別指導塾の加盟店が、当該教室で独自に英会話教室も営む場合など)、これでは加盟者が営む他の事業の売上高まで含まれることになる。フランチャイズ事業に関する売上高に限定するためには、「加盟者の店舗の特定連鎖化事業に係る売上高」と書く必要がある。  (イ)仮に「加盟者の店舗の特定連鎖化事業にかかる売上高」に限定したとしても、売上高は既存加盟者の営業秘密でもあるので、その開示を本部に義務付けることは加盟者の営業秘密の漏洩を本部に強制することになる。</p>	<p>本規定の「売上高」は当該特定連鎖化事業にかかるものを開示することを想定しています。</p>

番号	パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
7-8	<p>(4) 同号イ(2)「売上原価」について  (ア) 加盟者が本部から商品を購入している場合は把握可能であるが、本部以外の第三者から購入している場合は売上原価の把握は困難である。本部が把握している原価と把握していない原価が混在すると、かえって不正確な売上原価を開示することになる。加盟者の経営の自由度を高めれば高めるほど、この弊害は大きくなる。  (イ) 加盟者が本部の指定業者から購入している場合は、本部はその指定業者を通じて売上原価を知ることが可能であろう。しかし、商品の販売業者やメーカーにとっては特定の取引先に対する販売価格自体が営業秘密であるから、売上原価情報が開示されることを望まない(ビールメーカーなど競争が激しい業界では、その傾向が強い)。そのため、商品の販売業者やメーカーが加盟者や本部に対して厳格な守秘義務契約の締結を求めてくることが予想される。そうすると、本部としては売上原価の開示はできなくなる。</p>	<p>本省令案においては、加盟希望者が契約を締結しようとするときに、店舗の収益構造に関する情報を適切に把握できるようにするため、特定連鎖化事業者に対して、売上原価などの収支に関する情報について開示することを求めるものです。</p>
7-9	<p>(5) 同号イ(3)「商号使用料、経営指導料その他の特定連鎖化事業を行う者が加盟者から定期的に徴収する金銭」について  (ア) これは一般的にはロイヤルティやチャージを意味すると思われる。しかし、特定の店舗において定期的に徴収される金銭となると、建物転賃料やシステム使用料なども含まれることになる。これらは本部と当該加盟店との個別の取引によって発生するものであるから、かえって当該チェーン事業の実態から離れた金額になる可能性がある。  (イ) また、類似性の判断はあくまで「立地条件」に基づいてなされることになっており、契約条件は類似性の判断要素とされていない。しかし、立地条件が類似していても、契約条件が異なる場合は、開示されるロイヤルティ金額が大きく異なる場合が出てくる(例えば、コンビニエンスストアではAタイプとCタイプとではチャージ率が大きく異なる)。そうすると、たとえ「立地条件」が同じであっても、ロイヤルティやチャージについて、その加盟希望者が締結する契約と大きく異なるデータが開示される危険があり、かえって加盟希望者の誤解を招きかねない。</p>	<p>本号の下では、商号使用料、経営指導料に限らず、特定連鎖化事業者が加盟者から定期的に徴収する金銭について開示することが求められます。  特定連鎖化事業を行う者において、立地条件以外の事項も含めて類似する店舗の情報を開示する場合には、当該店舗の情報を開示する根拠を示す際にそのような事項も含め説明することが考えられます。</p>
7-10	<p>(6) 同号イ(4)の「人件費」について  (ア) 通常の外食FCや小売FCにおいて加盟者の人件費を正確に把握している本部は少ない。コンビニFCでは、本部が加盟者から店舗従業員の給与の立替払いを依頼された場合は人件費を把握できるが、加盟者が直接支払う場合は把握できない。  (イ) また、加盟者が同じFCに属する店舗を複数経営している場合、店舗間で労働者が移動することもあり、その人件費をどの店舗の営業費として処理するか(又は加盟者本社で一括して計上するか)は加盟者の裁量であって本部としては指定できるわけではない。結局、その店舗の収支がその店舗の正確な人件費を表示していることにはならない。1(3)で挙げた「(b-1)類似する既存店を個別に選定して、その具体的収支」を開示すると解することは、この点でも不適切と言わざるを得ない。</p>	<p>本号においては、昨今の最低賃金の引き上げなど人的コストの上昇の中で、特定連鎖化事業においても売上げが伸びなければ加盟店の利益が圧迫されていくといった環境変化を踏まえ、加盟希望者が契約を締結しようとするときに、店舗の収益構造に関する情報を適切に把握できるよう情報開示を行うとする改正趣旨に鑑み、特定連鎖化事業者が把握している人件費について開示の対象としています。</p>
7-11	<p>(7) 同号イ(5)の「販売費及び一般管理費」について  (ア) 通常の外食FCや小売FCにおいて加盟者の販管費を正確に把握している本部はほとんどない。コンビニFCにおいても、加盟者が別事業を営んでいた場合は、正確に把握することは困難である。  (イ) 実務的には、加盟者が自己の営む他の事業や個人消費を店舗の販管費として計上することも少なくないが、それはあくまで加盟者の経営上の判断の問題である。そのため、多くの加盟者は販管費の処理について本部に知られることを拒むのである。同号イ(4)の「人件費」と同様、これについてかえって加盟希望者の誤解を招くと言える。</p>	<p>本号においては、特定連鎖化事業者が把握している販売費及び一般管理費について開示の対象としています。</p>

番号	パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
7-12	<p>(8) 同号イ(6)の「(1)から(5)までに掲げるもののほか、収益又は費用の算定の根拠となる事項」について  (ア)この「収益又は費用」が「加盟者にとっての収益と費用」なのか、「本部にとっての収益と費用」なのか文言上明らかでない。「加盟者にとっての収益と費用」と理解したならば、本来のフランチャイズ事業以外の収益を意味することになる。そのような加盟者の収益の算定根拠を本部が知ることは不可能である。  (イ)他方、「加盟者の店舗に関して本部が得る収益と費用」と理解したならば、収益としては商品に係るリベートなどが想定され、費用としては本部が貸与する設備の保守費用などが想定される。しかし、それらの「算定の根拠となる事項」は本部にとっての営業秘密に当たることが多いので、その開示を義務付けることは本部に過度な負担を課すことになる。</p>	<p>本省令案では、当該特定連鎖化事業に係る加盟者の店舗の収支に関する情報について開示を求めています。</p>
7-13	<p>(9) 同号イ(7)の「立地条件が類似すると判断した根拠」について  (ア)これを厳格に設定すれば、類似する店舗はほとんど実在しないことになる。他方、緩やかに設定すると、結局、既存店のほとんどが対象となるので、その場合も類似店舗を特定できなくなる。  (イ)また、「立地条件が類似すると判断した根拠」こそ本部のノウハウに他ならないから、その開示を義務付けることは本部の営業秘密の開示を義務付けることになる。立地判定の実務に照らしても、もし、その本部が精密な立地判定システムを有していた場合、その変数まで開示することは到底不可能であり、結局、抽象的な説明となりかねない。そのような抽象的な説明を受けても、加盟希望者にとって有益な情報となりえない。  (ウ)加盟希望者の店舗と既存店との類似点を詳細に列挙して説明すると、結局「この立地条件の場合、このような売上が得られています」と説明していることになるので、本部に対して売上予測の提示を事実上義務付けることになりかねない。もし類似店舗の業績が非常に良かった場合、本部が「この数字は、この加盟店の営業努力の結果ですので、あなたの店舗でこれだけの売上が確保されるとは限りません。」と説明したとしても、加盟希望者の誤解を解消することは困難であろう。  この点、公正取引委員会のFCガイドライン改正案は、2(2)イ(注4)において「なお、中小小売商業振興法は、同法の対象となる本部に対して、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似する店舗の直近の三事業年度における収支に関する事項について情報開示・説明義務を課しているところ、予想売上げ等ではないことが加盟希望者に十分に理解されるように対応する必要がある。」と述べている。すなわち加盟希望者の誤解を解消することは本部の義務とされているのである。一方で「立地条件が類似すると判断した根拠」の開示を義務付けつつ、他方で「予想売上げ等ではないことが加盟希望者に十分に理解されるように対応」するよう義務付けることは、本部に不可能を強いることになる。</p>	<p>本省令改正は、加盟しようとする者の判断に資するよう、契約を締結しようとするときに、既存の加盟者の店舗の収支に関する定量的な情報の開示を求めるものです。その上で、どのような場合に立地条件が類似すると考えられるかは、特定連鎖化事業の業種・業態、店舗の展開状況等に応じて異なると考えられるため、類似性の基準を一律に設定するのではなく、特定連鎖化事業者において立地条件が類似すると判断した根拠と併せて開示することを求めています。</p>

番号	パブリックコメントにおける御意見	御意見に対する考え方
7-14	<p>3. 結語</p> <p>(1) 今回の小振法規則の改正案は、経済産業省「新たなコンビニのあり方検討会」報告書及び公正取引委員会「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書」を反映させたものであるが、これらはいくまでコンビニ・フランチャイズシステムを前提とするものであり、その調査結果をフランチャイズ一般に適用することには無理がある。今回の改正をそのまま施行すると、かえってエリアエントリー契約(FC契約締結後に店舗を探索するタイプのFC契約)を増加させるとともに、本部が加盟店の収支情報を把握することを避ける結果となり、かえって加盟者への経営指導がおざなりになる危険がある。</p> <p>(2) 本改正と同時の公正取引委員会では「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正が進められている。公正取引委員会は、加盟者の経営の自由度が拡大される方向で改正を進めているため、本部が「把握」できない経費や人件費が拡大する可能性がある。例えば、コンビニエンスストアにおける時短営業を促進したとしても、実際は営業時間外に棚卸や納品等の作業をしているのが実体であるため、本部が「営業時間外の作業については、本部の『把握』の範囲外」とすれば、結果的に本部に把握されない「隠れた人件費や経費」が増えることになる。もともとコンビニエンスストアは完全閉店することを予定していない店舗構造であるため、時短営業をしても保安・防災のためにオーナーや店長が店舗に常駐せざるを得ない店舗が少なくないからである。今回の小振法の改正は「今までの」コンビニ・フランチャイズを前提としたものであり、加盟者の経営自由度を高める方向にある「これからの」コンビニ・フランチャイズの流れとも逆行していると言える。</p> <p>(3) まずは、経産省には、今回のパブコメ募集を通じて、フランチャイズ・ビジネスの実情を再度検討していただき、実務の実際に応じた改正を求めたい。少なくとも、具体的な条項の解釈は業界団体に委ねるべきである。</p>	<p>本省令改正は、昨今の最低賃金の引き上げなど人的コストの上昇の中で、特定連鎖化事業においても売上げが伸びなければ加盟店の利益は圧迫されていくことになるといった環境変化を踏まえ、加盟希望者が契約を締結しようとするときに、店舗の収益構造に関する情報を適切に把握できるよう、既存の加盟者の店舗の収支に関する情報の開示を求めるものです。</p>